

近畿中国森林管理局公告

国有林野管理経営規程第6条第3項、第14条第1項に基づき地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画を策定したいので、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）法第6条第4項において読み替えて準用する同法第5条第1項及び同規程第14条第5項において読み替えて準用する同規程第6条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年1月22日

近畿中国森林管理局長 朝比奈 清

1 地域管理経営計画(案)及び国有林野施業実施計画(案)の縦覧場所

別紙1 縦覧場所一覧表のとおり

なお、近畿中国森林管理局においては、7森林計画区の計画案を縦覧

2 縦覧期間 平成22年1月25日から平成22年2月23日まで

3 意見書

当該計画の案に意見がある方は、次に定めるところにより、近畿中国森林管理局長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができます。

(1) 提出先

ア 郵送の場合

〒530-0042 大阪市北区天満橋1丁目8番75号

近畿中国森林管理局長（計画課扱い）あて

イ ファクシミリの場合

FAX

06-6881-3476

近畿中国森林管理局長（計画課扱い）あて

ウ 電子メールの場合

E-mail

kc_keikaku@rinya.maff.go.jp

(2) 提出期限

縦覧期間が終了する平成22年2月23日の17時までに必着とします。

(3) 記載要領

ア 意見を申し立てる計画(案)の名称を記載してください。

イ 意見を提出される方が個人の場合は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載してください。

ウ 意見書は、日本語で記載してください。

エ 電子メールで意見を提出される方でファイルを添付される方は、内容を読み出せないことがありますので、必ずテキスト形式のファイルとしてください。また、電子メールによる意見の提出は、確認のため、返信メールをお送りすること等がありますので御了承下さい。

オ 電話や、直接の面談による意見はお受けできません。

(4) 意見の取扱い

提出いただいた意見は、計画策定時に参考とさせていただきます。

また、計画公表とあわせて意見の要旨及び処理結果を公表いたします。

なお、意見をいただいた方の氏名等は一切公表いたしません。

<別紙1>

地域管理経営計画(案)及び国有林野施業実施計画案(案)
の公告・縦覧場所一覧表

府 県	森林計画区 (流域名)	公 告 ・ 縦 覧 場 所		
		森 林 管 理 署 等	住 所	連 絡 先
滋 賀	湖 北	滋賀森林管理署	滋賀県大津市 瀬田3-40-18	電話(代表) 050-3160-6115
大 阪	大 阪	京都大阪森林管理事務所	京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町102 京都農林水産総合庁舎内	電話(代表) 075-414-9822
兵 庫	円 山 川	兵庫森林管理署	兵庫県宍粟市 山崎町今宿100-1	電話(代表) 050-3160-6170
鳥 取	日 野 川	鳥取森林管理署	鳥取県鳥取市 東町2-325	電話(代表) 050-3160-6125
鳥 根	江の川下流	鳥根森林管理署	鳥根県松江市 内中原町207	電話(代表) 050-3160-6130
広 島	江の川上流	広島北部森林管理署	広島県三次市 十日市中2-5-19	電話(代表) 050-3160-1000
山 口	山 口	山口森林管理事務所	山口県山口市 野田35-1	電話(代表) 050-3160-6155
	上記森林計画区 全て	近畿中国森林管理局	大阪市北区天満橋 一丁目8番75号	電話 050-3160-6733 6740